

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。            1～3 ( 現行どおり )  <b>3の2 会員等</b>  <u>会員及び特定業務会員(定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。)</u>            4 運営会員            株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員等</u>をいう。            5～8 ( 現行どおり )</p> <p><b>(株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止)</b>  <b>第3条</b> <u>会員等</u>は、当該<u>会員等</u>が株式投資型クラウドファンディング業務(「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。)において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行ってはならない。</p> <p><b>(株主コミュニティの組成)</b>  <b>第4条</b> <u>会員等</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第26条第3項に基づく指定を受けなければならない。            2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(共同計算の取引の禁止)</b>  <b>第20条</b> <u>会員等</u>は、他の<u>会員等</u>又は参加者</p>	<p><b>(定義)</b>  <b>第2条</b> ( 同 左 )            1～3 ( 省 略 )            ( 新 設 )            4 運営会員            株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員</u>をいう。            5～8 ( 省 略 )</p> <p><b>(株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止)</b>  <b>第3条</b> <u>会員</u>は、当該<u>会員</u>が株式投資型クラウドファンディング業務(「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。)において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行ってはならない。</p> <p><b>(株主コミュニティの組成)</b>  <b>第4条</b> <u>会員</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第26条第3項に基づく指定を受けなければならない。            2 ( 省 略 )</p> <p><b>(共同計算の取引の禁止)</b>  <b>第20条</b> <u>会員</u>は、他の<u>会員</u>又は参加者と共</p>

新	旧
<p>と共同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)</b>  <b>第 21 条</b> 会員等は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(過当の取引の禁止)</b>  <b>第 22 条</b> 会員等は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(買あおり又は売崩しの禁止)</b>  <b>第 23 条</b> 会員等は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p><b>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</b>  <b>第 24 条</b> 会員等は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p><b>2</b> 会員等は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。</p> <p><b>3</b> 会員等は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引（<u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）</u>）を行ってはならない。</p>	<p>同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)</b>  <b>第 21 条</b> 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(過当の取引の禁止)</b>  <b>第 22 条</b> 会員は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p><b>(買あおり又は売崩しの禁止)</b>  <b>第 23 条</b> 会員は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p><b>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</b>  <b>第 24 条</b> 会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p><b>2</b> 会員は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。</p> <p><b>3</b> 会員は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引を行ってはならない。</p>

新	旧
<p><b>(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例)</b></p> <p><b>第 32 条</b> 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員等</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1 当該株主コミュニティ銘柄に係る一の運営会員から、当該株主コミュニティ銘柄を取り扱うことについて承諾を得ること。</p> <p>2 当該売付けに係る投資勧誘は、前号の承諾を行った運営会員に対して売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この章において「取次ぎ等」という。）を行うことを条件とするものであること。</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員等</u>（以下この章において「取次ぎ等会員」という。）に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例)</b></p> <p><b>第 32 条</b> 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1 ( 同 左 )</p> <p>2 ( 同 左 )</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員</u>（以下この章において「取次ぎ等会員」という。）に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p>